

2020年4月24日

お客様各位

一般財団法人君津健康センター
理事長 三浦 正巳

緊急事態宣言に伴う弊社対応の基本方針について（第2報）

4月7日に発令された指定感染症「新型コロナウイルス感染症」に関わる政府の緊急事態宣言に伴い、感染拡大防止と従業員および関係各位の安全を最優先し、2020年4月13日（月）から5月6日（水）までの期間、健診事業を休止とさせていただいておりますが、政府からの緊急事態宣言の解除が発表されれば予定通り5月7日（木）より健診事業を開始させていただきます。しかし、延期措置が発表された場合は当該期間まで健診事業を延期することを決定いたしましたので、基本方針をお知らせいたします。

【方針】

緊急事態宣言解除の場合：2020年5月7日（木）より健診事業開始

延期の場合：当該期間まで全面休止

※状況に応じて、期間を変更する場合がございます。

【ご連絡方法】

これまでと同様にお電話、ファックス等によるご連絡は可能です。

※ただし、職員の出社を規制しておりますのでご対応できない場合がありますので
ご了承ください。

※弊社ホームページにも新型コロナウイルスに関するお知らせを掲示しておりますのでご確認ください。

引き続き感染拡大抑止と従業員および関係各位の安全確保を第一に、政府の方針や社会状況の変化に応じて健診業務が確実に実施できるよう必要な対策を検討・実施して参ります。

ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。